

公的研究費の内部監査内規

[2016(平成28)年 7月20日 制定]

(趣旨)

第1条 この内規は、西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）の公的研究費の適正な執行を確保するために、内部監査に関して必要な事項を定めるものとする。

(内部監査の目的)

第2条 内部監査は、学長の命により、本学における公的研究費の使用状況について、公正かつ客観的な立場で評価を行い、もって、更なる改善を図ることを目的とする。

(内部監査の対象)

第3条 内部監査は、公的研究費を対象とし、研究費の使用が適正に行われているかについて内部監査を行う。

(内部監査部門)

第4条 公的研究費の内部監査を実施するため、学長直轄の組織として内部監査部門を置く。

2 内部監査部門責任者は、学長が指名する者とする。

3 その他の担当者については、本学の会計処理等について専門的能力を有している者の中から学長が指名する者とする。

(内部監査の種類、方法)

第5条 内部監査は、定期監査及び臨時監査とし、書面監査及び実地監査により行う。

2 定期監査は、毎会計年度定期的に行う。

3 臨時監査は、学長が必要と認めた場合に行う。

(内部監査計画の策定等)

第6条 内部監査部門責任者は、毎会計年度遅滞なく、当該年度の内部監査計画を定め、学長の承認を得なければならない。

(内部監査部門の権限)

第7条 内部監査部門は、内部監査の実施に当たっては、内部監査対象の公的研究費の研究者又は研究責任者（以下、「監査対象者」という。）に対して、書類の閲覧又は提出、事情聴取その他内部監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

(監査対象者の義務)

第8条 監査対象者は、監査が円滑に行われるよう内部監査部門に協力しなければならない。

2 監査対象者は、前条の内部監査部門の求めに対して正当な理由なく、これを拒否することはできない。

(内部監査部門の遵守事項)

第9条 内部監査部門は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 内部監査部門は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。

(2) 内部監査部門は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(内部監査結果の報告)

第10条 内部監査部門責任者は、監査を終了したときは、遅滞なく監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

（内部監査情報の公表）

第11条 内部監査部門責任者は、監査実施計画書、監査報告書その他監査に係る情報の公表に努めるものとする。

（監事と会計監査人との連携）

第12条 内部監査部門は、学校法人西南女学院内部監査規程に定める内部監査人、監事及び会計監査人との緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

（内部監査部門の文部科学省等への協力）

第13条 内部監査部門は、文部科学省等が実施する調査等について協力しなければならないものとする。

（準用）

第14条 この内規が定める事項は、本学が実施している公募型の研究費（大学共同研究費、保健福祉学部附属保健福祉学研究所共同研究費）に準用する。

（雑則）

第15条 この内規に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、内部監査部門責任者が学長と協議のうえ定める。

附 則

この内規は、2016（平成28）年7月20日から施行する。